

学童保育所夏季保育の予定

新型コロナウイルス感染症対策（学童保育所）

期間 令和3年4月1日から9月30日

健康観察・体調管理

- ・ 職員は、出勤前に検温し発熱等の症状がみられる時は勤務しない。
（職員用の健康観察記録を作成して管理する）
- ・ 児童は、「健康観察表」（土曜日及び季節保育期間）を使用して健康観察を行う。

飛沫感染防止

- ・ マスクの着用（食事時以外は、マスク着用）
- ・ 運動時は、児童の間隔を確保（2m）した上で、マスクを外すよう指導する。
（熱中症対策）

施設の感染予防

- ・ 生活室への入室制限（保護者含む）
- ・ 室内の換気（2方向の窓を開ける）
- ・ 加湿空気清浄機の使用
- ・ エアコンの使用（設定温度を調節しながら、換気を実施する）
- ・ 共有部分（扉、ドアノブ、スイッチ、PC、印刷機、電話等）の1日1回以上の消毒

保育内容の工夫

- ・ 食事時は対面を避け、座卓1台に児童3人までとし飛沫防止パネルを設置する。
- ・ 生活室内では身体を大きく使う遊びや大声を出す遊びは控える。
- ・ 手作りおやつは禁止する。
- ・ クラス単位や学年別など集団場面での規模を縮小する。

活動場所の範囲

1	小学校運動場	◎	集団規模を考えて活動する
2	小学校体育館	◎	集団規模を考えて活動する
3	学区コミセン	○	施設の感染対策の順守
4	公共施設	△	徒歩圏内（おおよそ10分程度）
5	他、近隣施設	△	徒歩圏内（おおよそ10分程度）
1～5：飲食を伴う活動は禁止			
3～5：大人数が予想される場合は禁止			

活動内容の制限

野外活動

- ・ 市バス、民間バス等を利用しての活動は引き続き制限する。

外部講師、ボランティア団体等を依頼しての活動

- ・ 感染対策の協力を求められる講師・団体に限り許可する。